

令和 4 年 6 月 8 日現在

機関番号：34419

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01091

研究課題名（和文）20世紀初頭ミシシッピ・デルタにおける移民入植地建設の形成と展開

研究課題名（英文）The Formation and Transition of the Immigration Communities in the Mississippi Delta during the Early Twentieth Century

研究代表者

伊澤 正興（IZAWA, MASAOKI）

近畿大学・経済学部・准教授

研究者番号：40611942

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究はアメリカ南部の移民政策の挫折要因を再検討するため、アーカンソー州チコ郡のサニーサイド農園を連邦司法省の強制労働史料およびパーシー家文書をもとに分析した。その結果、得られた知見はイタリア人農民の入植地の状況は考えられていたよりも劣悪ではなかったことにある。むしろ、移民政策の挫折要因はイタリア人農民への有利な入植条件ゆえに彼らの経済的自立を高めたため、大半のイタリア人農民がデルタの綿花農園から北西部ミズーリ州の農園へと移っていたためである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

この研究の意義は20世紀初頭、南部移民政策の実態と挫折の背景を明らかにした点にある。移民入植地の実態は家族定住型の移住者にとって比較的良好であった。その一方、鉄鋼、鉱山、鉄道建設現場の単身出稼ぎ型の場合、劣悪かつ過酷な労働環境となった。さらに、家族定住型の場合、移民にとって有利な条件が整えられていたため、移民家族の経済的自立を高めた。その結果、彼らは同郷者を頼って新天地で自作農や自営業者に転じ、南部を去った。しかし、入植後、死別、病気、多産等によって極貧となった者は借金によって農園に滞留し労働意欲を喪失していった。

研究成果の概要（英文）：This research analyzed the Sunnyside plantation of the Arkansas Chico county based on the Peonage Files of the U. S. Federal Department of Justice and the Percy Family Papers in order to reexamine the failure factor of the immigration policy in the U. S. South. In this research, it was summarized that the research result about the situation of an Italian farmers not having been inferior rather than the having been thought. The failure factor of the immigration policy in the U. S. South was due to advantageous settlement conditions and raised their economic independence. Therefore, Most of the Italian farmers had moved from the cotton plantation of the delta to the plantation in northwestern part of Missouri.

研究分野：アメリカ史

キーワード：移民政策 ミシシッピ・デルタ 債務奴隷 労働斡旋業者 綿花農園

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

現在、日本では少子高齢化にともなう人手不足によって、外国人労働者の誘致が積極的に進められている。その一方、外国人労働者の労働条件、差別、悪質な斡旋業者の問題が指摘されており、社会への影響にも注目が集まっている。20世紀初頭アメリカ深南部でもヨーロッパ出身の移民が流入しはじめ、経済領域だけでなく地域社会や人種関係に影響をおよぼした。圧倒的多数の黒人層を抱える南部の移民史は今後、日本の状況を考えるうえで示唆に富むと考えられる。

### 2. 研究の目的

20世紀初頭、南部において移民が求められたのは、綿作地の急激な拡大とともに、人手不足が問題となったからである。これまで深南部デルタの綿花農園では人種差別や強制労働、暴力と抑圧が横行したため、ヨーロッパ出身の移民は根付かなかつたと考えられた。しかしながら、農園主は林業や鉄鋼業、鉄道業と労働力の争奪戦に直面し、少しでも有利な条件を提示して、移民を誘致しようとした。本研究は農園労働についての移民の実態を史資料から可能なかぎり把握し、南部への移民流入のインパクトを明らかにする。

### 3. 研究の方法

本研究は第1に、アーカンソー州チコ郡サニーサイド農園を事例に、同農園で働くイタリア人移民に関する一次史料を分析する。第2に、ミシシッピ・デルタの綿花農園とフロリダの鉄道建設現場におけるイタリア人移民の労働状況を比較することによって、産業分野に応じて移民の労働条件が異なる点を解明する。

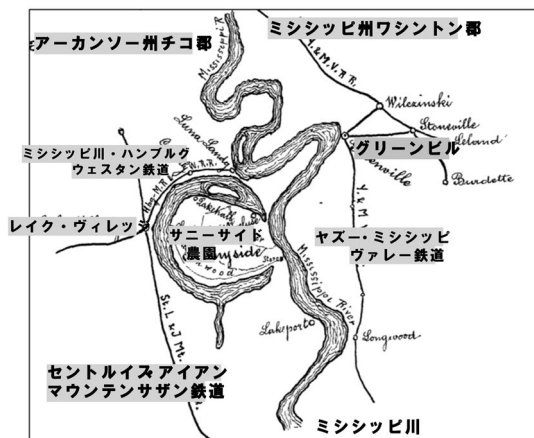
先行研究は「農園労働」と「鉱工業・鉄道労働」を同じ視点で分析したため、南部全域で強制労働が横行したと結論付けている。また、先行研究は連邦司法省の強制労働書類(Peonage Files of Federal Department of Justice: アメリカ国立公文書館所蔵)に基づき、悪質な労働斡旋ブローカーの暴力と脅迫によって過酷な労働を強いる雇い主の存在を詳らかにしてきた。20世紀初頭、移民の労働条件は決して良いものではなく、アメリカ移民史の負の遺産であることは間違いない。しかし、だからといって、初めから労働条件は劣悪であったわけではなく、様々な条件におうじて違いや変化が見られた。

以上の問題点を克服するため、本研究の分析方法は、第1に、連邦司法省の史資料とパーシー家文書 Percy Family Papers (ミシシッピ州歴史公文書館所蔵)を照合し、両者の共通点を抽出し、確実な情報に基づき移民入植地の状況を把握する。パーシー家はミシシッピ・デルタを代表する農園主であり連邦議員を輩出した名家である。そのなかでリロイ・パーシー(1860~1929年)は連邦上院議員と米国移民委員会(ディリンガム委員会)のメンバーをつとめ、サニーサイド農園の経営に深く関与した人物である。移民誘致の立場であったパーシーと労働の違法性を捜査する連邦司法省は対立関係にあったと想定されるが、農園をめぐる両者の認識には共通点が多い。本研究は、パーシーと連邦司法省の往復書簡を分析し、両者の共通認識に基づき農園やイタリア人入植地の状況を把握していく。

第2に、移民の労働条件と地域差の相関関係を考察する。20世紀初頭、移民の特徴は家族定住型と単身出稼ぎ型に大別される。労働市場、産業分野、家族構成、地理的条件が移民の労働条件に影響を及ぼすと仮定するならば、人種階層構造の視点から強制労働の発生要因を把握することができる。

#### [補足説明: サニーサイド農園の地理的位置]

イタリア人入植地のサニーサイド農園はミシシッピ川下流アーカンソー州チコ郡に位置する3,000エーカーほどの綿花農園である。サニーサイド農園は蛇行するミシシッピ川の河道から切断された「三日月湖」に囲まれ、農業に適した沖積地をなした。また、サニーサイド農園は西側をセントルイス・アイアンマウンテン鉄道とミシシッピ川・ハンブルク・ウェスタン鉄道の連絡路となるレイクビレッジ駅に隣接し、河川東岸のグリーンビル(綿花集積地)へのアクセスをえていた。農園で収穫された綿花は綿花商のクリッテンデン社によってグリーンビルまで運ばれ、そこからヤズー・ミシシッピ・ヴァレー鉄道を經由してニューオーリンズへと向かった。サニーサイド農園は綿作に適した豊かな土壌と輸送の利便性に富んだ場所であったといえる。



サニーサイド農園は1820年にケンタッキー出身の奴隷主エリーシャ・ワーシントンとその奴隷42名によって切り開かれ、1860年には、奴隷543名と12,000エーカーを保有するにいたった。農園には200頭のラバ、16頭の馬、80頭の耕作用役畜、食糧用に650頭の牛、340頭の豚、45頭の乳牛が飼育され、2,950ペールの綿花と3万1,500ブッシュルの穀物、乳製品、野菜が収穫された。南北戦争終結後、恩赦によって返還された農園はジョン・カルフーンの孫へとわたり、19世紀末、ニューヨークで金融業を営むコービン家によってイタリア人移民向けの入植地として再建された。ところが、家長のコービンが直後に交通事故にあい不慮の死を遂げるとともに、時期を同じくして伝染病が蔓延した。その後、コービン家は所有するサニーサイド農園をパーシーに託したことから、1898年、3,125エーカーの土地に150世帯の小作農を抱える農園へと再建された。

#### 4. 研究成果

##### (1) 南部移民政策の特徴

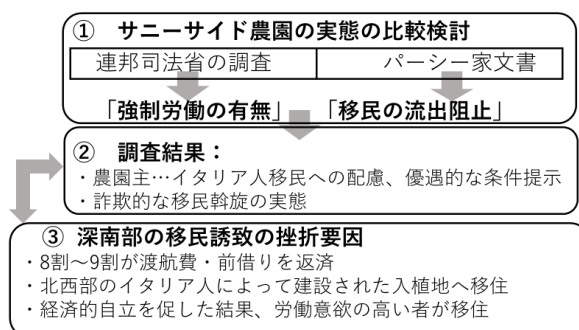
第1の特徴は、黒人小作農に代替する労働力を誘致することにあった。19世紀末、州移民局や移民委員会が設立され、海外向けの情報提供、入国後の職業・不動産斡旋、移動手段の提供等が州の財政援助で実施されるようになった。19世紀末から移民誘致が活発になった背景は、南部の工業化にともない、農業部門と工業部門の労働者争奪と黒人の北部大移住(Great Migration)があげられる。人種差別とリンチが横行する南部では、教育および機会の不平等、黒人投票権の剥奪が黒人の労働意欲を削ぐ原因になっていた。このため、産業界および農業関係者は黒人よりも勤勉で労働意欲をもつヨーロッパ出身者を誘致し、産業を発展させようとした。

第2の特徴は、南部諸州の移民法が自由原則ではなく選別的な規定であった点である。州政府は移民を奨励すると同時に、港湾施設内で極貧者、精神疾患、犯罪人、病人の入国を厳しく取り締まる法律を制定し、船主に対して罰金および禁固刑を科した。このため、パーシーは次のような特徴の移民を求めた。すなわち、渡航費や生活費の前借りを返済した後、自作農や独立自営農民となりアメリカ南部の価値観に適応可能な者であった。州政府は連邦の移民政策以前にすでに規制法を制定していた。

##### (2) サニーサイド農園の実態と失敗要因の解明

20世紀初頭、サニーサイド農園にやってきた移民の実態をパーシー家文書と連邦司法省の史資料を照合した結果、両者の間でいくつかの共通点があることが判明した。以下、サニーサイド農園の実態分析結果に即して解説していく。

第1に、連邦司法省の捜査とパーシー家文書の内容はサニーサイド農園に対して異なる立場から記されたが、いくつかの共通点をもっていた。それは、パーシーがイタリア人移民の誘致に対して小作契約や居住環境について配慮していたが、その反面、詐欺的な移民斡旋業者に対する不満や批判が見られた点である。その結果、7割(連邦司法省)~9割(パーシー)の移民は渡航費と生活費と生産手段の前借分を返済し、自作農化した。ここまでがパーシーと連邦司法省の共有見解である。



その一方、異なる点も明らかになった。それは残りの2割~3割ほどの極貧移民に対する待遇である。連邦司法省は移住後の病気、死別、多産といった問題に対して農園側が責任をもって対処すべきと主張したのに対して、パーシーはそうした問題を個人の自己責任と考えた。

先行研究は両者の対立関係を南部特有の強制労働と規定し、ひいては南部移民政策の失敗要因と考えた。すなわち、黒人クロッパーと同様に、農園主は人種差別、低所得、不衛生を放置し、移民の市民権を剥奪し、安価な農業労働力を優先した。その結果、農園の悪評が全米に広がり、もはや南部綿作地帯への移住を希望する者はほとんどいなくなったという。しかし、極貧者や病人の移住を禁じた移民法からすれば、慈善的な観点で移民を誘致するのは極めて困難であった。むしろ、労働意欲の高い勤勉なイタリア人移民がサニーサイド農園を捨て、同郷者によって運営される入植地へと移住してしまい、極貧移民が農園に滞留した。パーシーは書簡のなかで、イタリア人移民の質素儉約ぶりを賞賛する一方で、綿作地帯に定住しようとする移民に失望し、サニーサイド農園を手放した。

以上より、本研究の独自性はサニーサイド農園の比較的良好な移住条件ゆえに、移民の経済的自立を高め、労働意欲の高い移民の流出につながった点を突きとめた点にある。なぜなら、パーシーをはじめとする農園経営者は、慢性的な労働力不足に悩まされ、つねに労働者獲得競争に迫られていたためである。このため、可能な限り良い条件で移民を誘致しなければならず、このことが移民の経済的自立を促し、結果的に綿作地帯からの労働力流出につながった。こうした点は、ミシシッピ・デルタの農園経営の新たな側面として南部農業史を見直す契機となる研究成果であると考えられる。

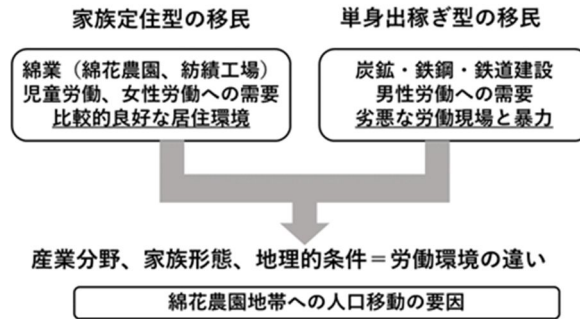
## (2) 家族定住型と単身出稼ぎ型の違い

南部への移住は大きく2つの形態に分類できる。一つは家族単位で入国し、渡航費や生活費の前借分を返済した後、土地所有や自営業を目指すケースである。20世紀初頭、家族単位で入国した者は、農園主と小作契約をかわし、子供を紡績工場で働かせ、借金を返済していった。その後、自営農へ転じると、同郷者の伝手を頼り他の入植地や町へと移動した。農閑期にはアラバマの鉄鋼や鉱山へ出稼ぎに行き、綿花の種まきや収穫期になると農園に戻ってくるパターンがみられた。

農園主は家族単位の入植を重視していた。なぜなら、女性や児童労働は紡績工場や綿摘み作業に適していたためである。このため、移民家族は居住環境の改善、小作契約の改定、教会の建設と司祭の派遣、教育施設の建設、医師による定期健診と予防接種などの恩恵を受けた。それにもかかわらず、地縁血縁を貴ぶイタリア人移民の多くは農園を去って、同郷者の伝手を頼りより良い労働・生活環境を選んだ。この点が南部の移住致が失敗した要因であったと結論づけられる。

これに対して、単身出稼ぎ型の顕著な特徴は、炭鉱や鉄鋼、林業、綿実油産業、鉄道建設など、過酷で劣悪な労働環境に置かれた点にある。彼らはニューヨークのエリス島から入国した後、仕事がなく困窮していたところを、悪徳斡旋業者の手にかかり僻地の労働現場まで連行され強制的に働かされた。あるいは本国でも募集段階で偽りの労働条件や作業内容が伝えられ、騙されて移住したケースが多々みられた。

外部との連絡が遮断された労働環境では医療体制が十分に整っておらず、疾病や負傷をおったとしても、満足な医療行為や薬の提供を受けられなかった。また、作業を拒否すれば水と食料の配給を打ち切られた。逃亡や抵抗といった手段に訴えれば、武装した現場監督人による暴行と脅迫にあった。こうした実情が連邦司法省の捜査員によって白日の下にさらされ、国内外から単身出稼ぎ型の移住者を集めることに失敗した。



## (3) 移民強制労働をめぐる対立構造

連邦司法省の強制労働訴訟が明るみになったにもかかわらず、南部の移民政策を支持する動きがみられた。その背景としては第1に、移民の待遇をめぐり、連邦司法省と商務労働省の間で対立がみられた点である。連邦司法省は州や国境をまたがる労働斡旋の違法性を捜査し、外国人労働者の労働条件および詐欺的な労働斡旋、暴力と脅迫をともなう強制労働の違法性を捜査した。南部における訴訟は1867年のペオネージ禁止法（債務奴隷労働禁止法）に基づき、1903年のジョージ州の暴行事件にはじまり、フロリダ州、サウスカロライナ州、アラバマ州の鉱山、農園、鉄道の訴訟事件へと広がっていった。ペオネージ禁止法は借金を理由に個人の意に反する労働が立証された場合、雇い主に対して、1年以上、5年未満の禁固刑、1,000ドル以上、5,000ドル未満の罰金を科した。

一方、商務労働省の立場は北部大都市へ集中する移民問題を解消するため、南部農村への移民誘導を推進していた。州政府による渡航支援は一般的な労働契約ではなく、州の労働政策であるため、外国人契約労働法に抵触しないとの方針を打ち出した。商務労働省は労働局調査委員ニール（Charles P. Neill）をローズベルトに推挙し、米国移民委員会（ディリンガム委員会）に影響を及ぼした。

	基本方針	政策の根拠	移民誘致の立場
連邦司法省	強制労働捜査	憲法修正第13条に基づくペオネージ禁止法	否定的な立場
商務労働省	労働力の有効活用	北部（人口過密）から南部（労働力不足）への移民誘致	支持する立場

第2に、サニーサイド農園のような局所的な移民入植地の問題が連邦議会の審議に波及し、ディリンガム委員会の調査指針にまで影響を及ぼした点である。サニーサイド農園に関与したパーシーはミシシッピ州選出連邦政治家のウィリアムズ下院議員（John Sharp Williams）とハンフリーズ（Benjamin G. Humphreys）下院議員にはたらきかけ、南部とりわけ綿作地帯における強制労働の存在を否定する決議を得ることに成功した。ハンフリーズとウィリアムズは独自の調査結果を連邦議会に提出し、連邦司法省の移民捜査の不当性をうったえ、アーカンソーおよび

ミシシッピ・デルタにおける債務奴隷の存在を否定する決議を通過させた。

本研究で利用した一次史料

Berardinelli, Michele (1909), Report in Italian Peonage Matters in Mississippi, March 1909, R.G. 60, 100397.

Department of Justice, Record Group 60 ( National Archives )

Mississippi Levee Board Records, 1911-1925. ( Mississippi Department of Archives and History )

Percy Family papers, Manuscript ( Mississippi Department of Archives and History )

Russell, Charles Wells (1908), Report on Peonage, Washington, GPO, R.G. 60, 74682.

Quackenbos, M. G (1907a), Premier Cotton Mills, Barton Arkansas, R.G. 60, 100937.

Quackenbos, M. G (1907b), Report on Sunnyside Colony, R.G. 60, 100937.

Forwards Papers Giving Information in Regard to Conditions at Sunnyside Colony, April 17, 1907, R.G. 60, 5280-03.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 伊澤正興	4. 巻 19
2. 論文標題 20世紀初頭アメリカ南部の移民政策と債務奴隷制 - ペオネージ制の再検討 -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 生駒経済論叢	6. 最初と最後の頁 83 - 102
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------